

## 目次

第一章 総則（第一条—第三条）	第五条 保健所は、都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。
第二章 地域保健対策の推進に関する基本指針（第四条）	都道府県は、前項の規定により保健所を設置する場合においては、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携を図るため、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第二項第十四号に規定する区域及び介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百八十八条第二項第一号に規定する区域を参考して、保健所の所管区域を設定しなければならない。
第三章 保健所（第五条—第十七条）	第七章 地域保健に関する調査及び研究並びに試験及び検査に関する措置（第二十六条・第二十一条）
第四章 市町村保健センター（第十八条—第二十条）	第六章 地域保健に関する調査及び研究並びに試験及び検査に関する措置（第二十一条—第二十五条）
第五章 地域保健対策に係る人材の確保（第二十一条—第二十五条）	第七章 罰則（第二十八条条）
第六章 地域保健に関する調査及び研究並びに試験及び検査に関する措置（第二十一条—第二十五条）	附則

## 第一章 総則

**第一条** この法律は、地域保健対策の推進に関する基本指針、保健所の設置その他地域保健対策の推進に関する事項を定めることにより、母子保健法（昭和四十年法律第二百四十一号）その他の地域保健対策に関する法律による対策が地域において総合的に推進されることを確保し、もつて地域住民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

**第二条** 地域住民の健康の保持及び増進を目的として国及び地方公共団体が講ずる施策は、我が国における急速な高齢化の進展、保健医療を取り巻く環境の変化等に即応し、地域における公衆衛生の向上及び増進を図るとともに、地域住民の多様化し、かつ、高度化する保健、衛生、生活環境等に関する需要に適確に対応することができるよう、地域の特性及び社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に推進されることを基本理念とする。

**第三条** 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村が行う地域保健対策が円滑に実施できるよう、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上等に努めなければならない。

都道府県は、当該都道府県が行う地域保健対策が円滑に実施できるよう、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上、調査及び研究等に努めるとともに、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるよう、その求めに応じ、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

国は、地域保健に関する情報の収集、整理及び活用並びに調査及び研究並びに地域保健対策に係る人材の養成及び資質の向上に努めるとともに、市町村及び都道府県に對し、前二項の責務が十分に果たされるよう必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

**第二章 地域保健対策の推進に関する基本指針**  
地域保健対策の推進に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

第一 地域保健対策の推進の基本的な方向

**第十五条** 国は、保健所の施設又は設備に要する費用を支出する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の全部又は一部を補助することができる。

**第十六条** 厚生労働大臣は、政令の定めるところにより、第五条第一項に規定する地方公共団体の長に対し、保健所の運営に関する必要な報告を求めることができる。

**第十七条** この章に定めるもののほか、保健所及び保健所支所の設置、廃止及び運営に関して必要な事項は、政令でこれを定める。

**第四章 市町村保健センター**

**第十八条** 市町村は、市町村保健センターを設置することができる。

**市町村保健センター**は、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関する必要な事業を行うことを目的とする施設とする。

**第十九条** 国は、予算の範囲内において、市町村に対し、市町村保健センターの設置に要する費用の一部を補助することができる。

**第二十条** 国は、第二十四条第一項の町村が市町村保健センターを整備しようとするときは、その整備が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

**第五章 地域保健対策に係る人材の確保**

**第二十一条** 第五条第一項に規定する地方公共団体の長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四号）第十六条第二項に規定する新型インフルエンザ等感染症等による発生等の公表が行われた場合その他の健康危機が発生した場合におけるその管轄する区域内の地域保健対策に係る業務の状況を勘案して必要があると認めるときは、地域保健の専門的知識を有する者であつて厚生労働省令で定めるもののうち、あらかじめ、この項の規定による要請を受ける旨の承諾をした者に対し、当該地方公共団体の長が管轄する区域内の地域保健対策に係る業務に従事すること又は当該業務に関する助言を行うことを要請することができる。

前項の規定による要請を受けた者（以下「業務支援員」という。）を使用している者は、その業務の遂行に著しい支障のない限り、当該業務支援員が当該要請に応じて同項に規定する業務又は助言を行うことができるための配慮をするよう努めなければならない。

**第二十二条** 国及び第五条第一項に規定する一般業務支援員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職に属する職員として第一項に規定する業務又は助言を行ふ者を除く。以下この項において同じ。）は、第一項の規定による要請に応じて行つた同項に規定する助言に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。業務支援員でなくなつた後においても、同様とする。

**第二十三条** 国及び第五条第一項に規定する地方公共団体は、前条第一項に規定する者に対し、同項に規定する業務又は助言に関する研修の機会の提供その他の必要な支援を行ふものとする。

**第二十四条** 都道府県は、当分の間、基本指針に即して、政令で定めるところにより、地域保健対策の実施に当たり特にその人材の確保又は資質の向上を支援する必要がある町村について、町村の申出に基づき、地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上の支援に関する計画（以下「人材確保支援計画」という。）を定めることができる。

人材確保支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 人材確保支援計画の対象となる町村（以下「特定町村」という。）
- 二 都道府県が実施する特定町村の地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上に資する事業の内容に関する事項

前項各号に掲げる事項のほか、人材確保支援計画を定める場合には、特定町村の地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上の基本の方針に関する事項について定めるものとする。

**都道府県は、人材確保支援計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、特定町村の意見を聽かなければならない。**

**都道府県は、人材確保支援計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、厚生労働大臣にこれを通知しなければならない。**

**第二十五条** 国は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、人材確保支援計画に定めた前条第二項第二号の事業を実施する都道府県に対し、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

国は、前項に規定するもののほか、人材確保支援計画を定めた都道府県が、当該人材確保支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

**第六章 地域保健に関する調査及び研究並びに試験及び検査に関する措置**

**第二十六条** 第五条第一項に規定する地方公共団体は、地域保健対策に關する法律に基づく調査及び研究並びに試験及び検査であつて、専門的な知識及び技術を必要とするもの並びにこれらに関連する厚生労働省令で定める業務を行うため、必要な体制の整備、他の同項に規定する地方公共団体との連携の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

**第二十七条** 国は、前条の規定に基づいて実施する措置が円滑に実施されるよう、第五条第一項に規定する地方公共団体に対し、必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

**第七章 罰則**

**第二十八条** 第二十一条第三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

**附 則** (施行期日)

**第一条** この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

(国の無利子貸付け等)

**第二条** 国は、当分の間、市町村に対し、第十九条の規定により国がその費用について補助することができる市町村保健センターの設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

前項の国の貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他の償還に關する必要な事項は、政令で定める。

国は、第一項の規定により市町村に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である市町村保健センターの設置について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

市町村が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

3 1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

この法律施行の際從前の法令の規定により置かれていた機関又は職員は、それぞれ改正後の相关规定に基いて置かれたものとみなす。

**附 則** (昭和二十四年五月三一日法律第一六八号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十八年八月一日法律第二二三号) 抄

この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

この法律施行の際從前の法令の規定により置かれていた機関又は職員は、それぞれ改正後の相关规定に基いて置かれたものとみなす。

**附 則**（昭和二十九年四月二二日法律第七二号）抄

（施行期日）この法律は、昭和二十九年七月一日から施行する。

**附 則**（昭和三八年七月一一日法律第一三三号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して一箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律による改正後の公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の規定は、この法律の施行の日から起算して三箇月を経過した日後にその期日が公示され、又は告示される選挙から適用する。

**附 則**（昭和四〇年六月三〇日法律第一三九号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和四五年一二月二十五日法律第一三七号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則**（昭和五九年九月六日法律第七八号）抄

（施行期日等）この法律による改正前の保健所法第十条の規定に基づく負担金で、昭和五八年度以前の年度分のものについては、なお従前の例による。

**第一条** この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の保健所法、保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法（昭和三十九年法律第百五十五号）及び地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の規定並びに次条及び附則第四条の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。（経過措置）

**第二条** この法律による改正前の保健所法第十条の規定に基づく負担金で、昭和五八年度以前の年度分のものについては、なお従前の例による。

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

**附 則**（昭和六〇年七月一一日法律第九〇号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成三年五月二一日法律第七九号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成六年六月二九日法律第四九号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条中母子保健法第十八条の改正規定（又は保健所を設置する市）を、「保健所を設置する市又は特別区」に改める部分を除く。）は平成七年一月一日から、第二条、第四条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条及び第二十条の規定並びに附則第三条から第十二条まで、附則第二十一条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定は平成九年四月一日から施行する。

**第二条** 第一条の規定による改正前の保健所法第十一条の規定に基づく保健所運営費交付金で、平成五年度以前の年度分のものについては、なお従前の例による。

**（その他の処分、申請等に係る経過措置）**

**第十三条** この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、附則第五条から第十条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

**第十五条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定めること。附則（平成九年一二月一七日法律第一一四号）抄

（施行期日）この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

**附 則**（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、千三百五十五条、千三百六十六条、千三百二十四条第二項、千三百一十六条第二項及び千三百四十四条の規定 公布の日

**附 則**（平成一三年三月三〇日法律第九号）抄

（施行期日）この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。（地方財政法等の一部改正に伴う経過措置）

**第四条** 第三条の規定（附則第一条ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の地方財政法の規定、附則第八条の規定による改正後の地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）の規定、附則第十一条の規定による改正後の産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）の規定及び附則第十四条の規定による改正後の壳春防止法（昭和三十一年法律第一百十八号）の規定は、平成十三年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（平成十二年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十三年度以降の年度に支出される国の負担及び平成十二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担及び平成十二年度以前の年度の歳出を除く。）について適用し、平成十二年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十三年度以降の年度に支出される国の負担、平成十二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担及び平成十二年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担で平成十三年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例によること。

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（処分、手続等に関する経過措置）

**第四十二条** この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手續その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。



3 政府は、予防接種の有効性及び安全性に関する情報（副反応に関する情報を含む。）の公表の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。  
 4 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下の項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地域保健法の一部改正に伴う経過措置）

**第十三条** 刑法施行日の前日までの間における第四条の規定による改正後の地域保健法第二十八条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（政令への委任）

**第四十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和五年六月七日法律第四七号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。（政令への委任）

**第五条**

前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。